

## 山形市上下水道部公式 YouTube チャンネル運用方針

### 1 目的

山形市の上下水道部からのお知らせや上下水道事業に関する情報発信の手段として役立てようとするものです。

### 2 山形市上下水道部公式 YouTube チャンネルの名称及びURL

(1) 名称 山形市上下水道部公式チャンネル

(2) URL <https://www.youtube.com/channel/UC3-KR1vB-XrHiciLUDHkf2w>

### 3 運用責任者

山形市上下水道部経営企画課長

### 4 情報投稿者

山形市上下水道部経営企画課職員

### 5 山形市上下水道部公式ホームページとの関係

(1) 山形市上下水道部公式ホームページには、利便性の向上及びなりすましによる誤情報等の流布を防ぐことを目的とし、山形市上下水道部公式チャンネルへのリンク及びこの運用方針を掲載します。

(2) 山形市上下水道部公式チャンネルに投稿される動画は、閲覧者の利便性向上を目的とし、原則、山形市上下水道部公式ホームページに動画を埋め込み掲載します。

### 6 利用方法

利用者は、山形市上下水道部公式 YouTube チャンネルに投稿された動画を自由に閲覧することが出来ます。

### 7 チャンネル登録機能

(1) 山形市上下水道部公式チャンネルへのチャンネル登録は自由です。

(2) 山形市上下水道部公式チャンネルからのチャンネル登録は、原則として行いません。ただし、国、県、他自治体、市関連団体、公益法人等が作成したチャンネルで、特に必要と認めるものはこの限りではありません。

### 8 コメント機能・評価機能

原則としてコメント機能および評価機能は使用しません。

掲載している情報への質問などは電話またはEメール(keiei@city.yamagata-yamagata.lg.jp)で山形市上下水道部経営企画課へお問い合わせください。

### 9 個人情報の取り扱い

山形市上下水道部公式チャンネルの運用上取得した個人情報については、「個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその他の関連規程に基づき適切に取り扱います。

## 1 0 知的財産権

- (1) 山形市上下水道部公式チャンネルに掲載している個々の情報（文章・写真・イラスト・音声・動画等）に関する知的財産権は、山形市上下水道部又は山形市上下水道部以外の原作者に帰属します。
- (2) 山形市上下水道部公式チャンネルの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、山形市上下水道部公式チャンネルへのリンク、埋め込み掲載機能およびソーシャルボタン機能による情報掲載については、無断での複製・転用には当たりません。

## 1 1 免責事項

- (1) 山形市上下水道部公式チャンネルに投稿される動画は、情報の正確性、完全性、有用性など、全てを保証するものではありません。
- (2) 山形市上下水道部は、利用者が山形市上下水道部公式チャンネルに掲載された動画を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- (3) 動画中に表示される企業広告については、山形市上下水道部とは一切関係がないものであり、山形市上下水道部は広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 山形市上下水道部は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (5) 山形市上下水道部は、利用者間及び利用者と第三者間で生じたトラブルについて一切の責任を負いません。
- (6) 山形市上下水道部公式チャンネルの内容は予告なく変更することがあります。
- (7) 山形市上下水道部公式チャンネルは、YouTube, LLC 社が運営する動画共有サービスのシステムに設置されています。YouTube, LLC 社のシステム運用状況及びYouTube, LLC 社等から提供されているソフトウェア・アプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問等には一切お答えできません。
- (8) 山形市上下水道部は、予告なくこの運用方針の変更、運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

## 1 2 用語解説

- (1) YouTube（ユーチューブ）  
Google LLC が提供する、インターネット上の動画共有サービス
- (2) 山形市上下水道部公式 YouTube チャンネル

山形市上下水道部が YouTube 上に設置する、山形市上下水道部が投稿した動画の一覧

(3) 埋め込み掲載機能

YouTube 上に投稿された動画を、山形市上下水道部公式ホームページ等の YouTube 以外のウェブページ上で閲覧することができる機能

(4) チャンネル登録機能

利用者がチャンネル(「山形市上下水道部公式チャンネル」)をお気に入りとして登録することができる機能

(5) コメント機能

投稿した動画に対して、利用者が意見を書き込むことができる機能

(6) 評価機能

投稿した動画に対して、利用者が評価をすることができる機能

(7) ソーシャルボタン機能

SNS などのソーシャルメディアに情報を入出力(タイムライン上に表示やブックマークへの登録など)ができる機能

### 1.3 適用

この運用方針は、令和4年6月23日から適用します。

この運用方針は、令和5年4月1日から適用します。